



第3期スポーツ基本計画における 健康スポーツ部会関係箇所について

令和6年12月

スポーツ審議会健康スポーツ部会



スポーツ基本法(2011年制定)

- スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定
- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるとし、健康の保持増進や安全の確保等の規定を整備
- プロスポーツや障害者スポーツを推進の対象とすることを明確化するとともに、国際競技大会の招致・開催、優秀な選手の育成など、時代の変化等に対応した施策の規定を整備

スポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ立国実現のための具体的施策等を規定

スポーツ基本計画

5年間の日本のスポーツの重要な指針

今後の我が国のスポーツ政策の方向性を示すもの



国民



スポーツ団体



民間事業者



地方公共団体
教育機関



国

関係者が一体となって「スポーツ立国」実現を目指す

スポーツ基本計画について

スポーツ基本法第9条第1項に基づき、文部科学大臣が定めなければならないとされている、**スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画。**

2012
(平成24年度)

2015年（平成27年）10月



第1期スポーツ基本計画
(H24～H28)

2017
(平成29年度)

2022年（令和4年）
3月3日 スポーツ審議会答申
3月25日 **第3期スポーツ
基本計画策定**

第2期スポーツ基本計画
(H29～R3)

2022
(令和4年度)

第3期スポーツ基本計画
(R4～R8)

スポーツ基本計画における 「スポーツ」の捉え方

本文該当記載
P.9～11



「世界共通の人類の文化」としての「スポーツ」

スポーツ基本法の前文において、
「スポーツは、**世界共通の人類の文化**である」と示されている。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参画を通じて、
より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合うような「スポーツ文化」の成熟に向けて、
スポーツ基本計画においては必要な方針や具体的施策等を示すことが求められている。



基本計画で取り扱う「スポーツ」

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という
様々な形での「**自発的な**」参画を通して、
人々が感じる「**楽しさ**」や「**喜び**」に本質を持つもの
（「Well-being」の考え方にもつながる）

基本



する



みる



ささえる

スポーツを通じて、他の分野にも貢献し、
優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したり
することができるという**社会活性化等に寄与する**



地域社会
の再生



健康長寿社会
の実現



国民経済
の発展



国際相互
理解の促進

など

中長期的なスポーツ政策の基本方針と 第3期計画における「新たな視点」

本文該当記載
P.14～17

第2期計画において掲げた、

- ①スポーツで「人生」が変わる ②スポーツで「社会」を変える
③スポーツで「世界」とつながる ④スポーツで「未来」を創る

という4つの中長期的な基本方針は今後も踏襲。



他方、

中長期的な基本方針に沿った具体的な施策を検討・実践するにあたり、
スポーツを取り巻く環境や社会状況の移り変わりとともに、
基本方針の指す内容や、実現するための手立ては大きく変化。

例えば、

「人生」

▶ 働き方や生活態様等のライフスタイルの変化、「人生100年時代」と言われる既存のライフステージ・ライフコースの変化

「社会」

▶ 情報化社会・技術の進歩（リアルとデジタルの融合等）、様々な視点や価値観を共有しあう多様性を尊重する声の高まり

「世界」

▶ グローバル化・国際化の進展（新型コロナウイルス感染症の影響前から生じていた流れのポストコロナ社会における展望）

「未来」

▶ 人口減少社会を迎えるなかでの「持続可能性」の課題。SDGsの展開（何を、どのような形で残していくか。その際、スポーツはどのような貢献が可能なのか）

中長期的な基本方針を踏襲しつつ、
第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、
国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すには、
以下の3つの新たな視点が必要

新視点 **1**
「つくる/
はぐくむ」

1. 「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。

3つの新たな視点

新視点 **2**
「あつまり、
ともに、
つながる」

2. 「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。

新視点 **3**
「誰もが
アクセス
できる」

3. 「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

3つの新たな視点は、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのではなく、相互に密接に関係しあう側面があることに留意。

第3期スポーツ基本計画の構成

第1部 我が国における今後のスポーツ政策の方向性

- 第1章 我が国における今後のスポーツ政策の方向性
 - 1. 第2期計画の総括的な評価
 - 2. スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方
 - 3. 新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」
- 第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」

第2部 今後取り組むべきスポーツ施策と目標

- 第1章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策
- 第2章 「新たな3つの視点」を支える具体的な施策
- 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策
- 第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

今後5年間に総合的かつ計画的に 取り組む施策

スポーツ庁として、

「東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策」

「「新たな三つの視点」を支える具体的な施策」

に掲げた施策も含めて、スポーツ庁として今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策は以下の12項目。

1. 多様な主体におけるスポーツの機会創出

2. スポーツ界におけるDXの推進

3. 国際競技力の向上

4. スポーツの国際交流・協力

5. スポーツによる健康増進

6. スポーツの成長産業化

7. スポーツによる地方創生、まちづくり

8. スポーツを通じた共生社会の実現

9. 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・
経営力強化

10. スポーツの推進に不可欠な「ハード」
「ソフト」「人材」

11. スポーツを実施する者の安全・安心の確保

12. スポーツ・インテグリティの確保

多様な主体における スポーツの機会創出

地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等



スポーツによる 健康増進

健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化 等



スポーツを通じた 共生社会の実現

障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等



多様な主体におけるスポーツの機会創出

【政策目標】

国民のスポーツ実施率を向上させ、**日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築**する。

● 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出

- ➡ ○成人の週1回以上のスポーツ実施率が**70%**（障害者は**40%**）
- 成人の年1回以上のスポーツ実施率が**100%に近づくこと**（障害者は**70%程度**になること）等を目指す。

【主な具体的施策】



Sport in Lifeコンソーシアムを通じ、関係機関・団体等の連携と、国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進。



「楽しさ」や「喜び」といったスポーツの価値を認識する人を増やすことを目指す。



多様な主体がスポーツを楽しむために、スポーツを「つくる/はぐくむ」ことができるように支援する。

● 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上

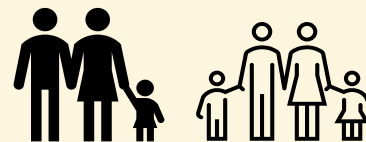
- ➡ 対象毎の特性を踏まえ、女性や障害者、働く世代・子育て世代の**スポーツ実施環境整備や普及啓発**等を行う。



女性のスポーツ実施意欲を向上させる取組や女性がスポーツを実施しやすい環境の整備を行う。



地域課題に応じた障害者のスポーツ実施環境の整備、障害者スポーツ用具の整備・利用促進、魅力発信等を通じた非実施層の減少を図る。



働く世代・子育て世代に対して、通勤時間や休憩時間等を活用した運動・スポーツ実施を促進する。

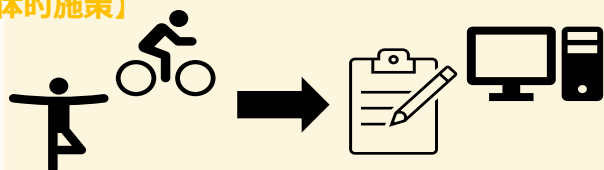
【政策目標】

地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁で連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により**健康長寿社会の実現**を目指す。また、**健康寿命の延伸**に、スポーツ実施率の向上を通じて貢献する。

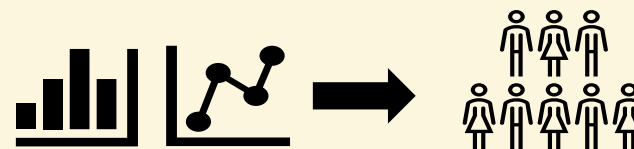
● 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出

▶ スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての**科学的知見の蓄積・普及・活用**を行う。

【主な具体的施策】



地方公共団体に対し、各地域の実態に応じた効果的なスポーツ実施促進施策について、調査・検討を行えるよう支援する。

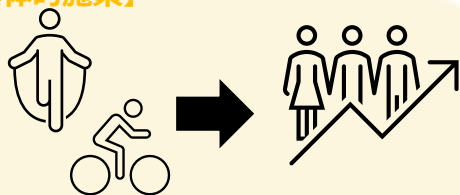


心身の健康に資するスポーツ等の研究を支援し、これらの科学的根拠をまとめる体制を構築するとともに、地方公共団体やスポーツ関係団体に、まとめた情報をわかりやすく周知する。

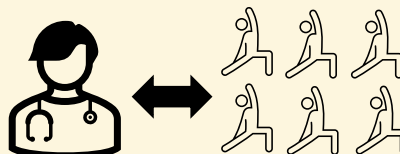
● 医療・介護、民間事業者・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進

▶ **行政内部部局間の連携や医療・介護とスポーツの連携**を促進する。

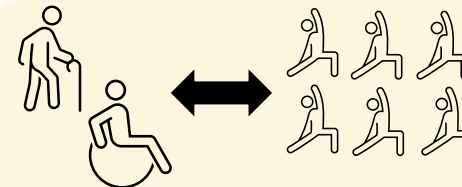
【主な具体的施策】



スポーツによる幅広い健康増進効果やスポーツ実施促進の効果的な取り組み方法等について、情報共有・普及啓発支援を行う。



医師が作成する運動処方箋の情報に基づき、地域の運動・スポーツ教室等で適切なプログラムが提供され、安全かつ効果的に運動・スポーツを実践できる環境の整備を支援する。



介護とスポーツの連携を促進する事例の創出を支援するとともに、運動処方から適切なプログラムを作成できる専門家の養成を支援する。

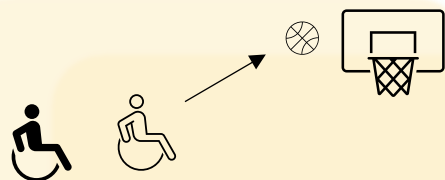
【政策目標】

誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現する。

● 障害者スポーツの推進

➡ 障害者スポーツの実施環境を整備し、非実施層に対する関心を高めることや障害者スポーツの体験などによる一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す。その結果、障害者のスポーツ実施率向上等を目指す。

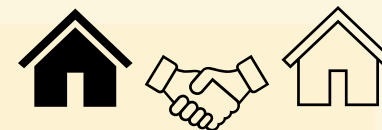
【主な具体的施策】



障害者スポーツに係る情報発信の充実、ボランティア参加の促進等を通じ、一般社会における障害者スポーツの理解促進・障害者スポーツを体験する機会の創出を図る。



国は、障害のある人とない人が一緒にスポーツを行えるよう、パラ教育の事例の収集や一般のスポーツ施策と障害者スポーツ施策の連携を推進する。



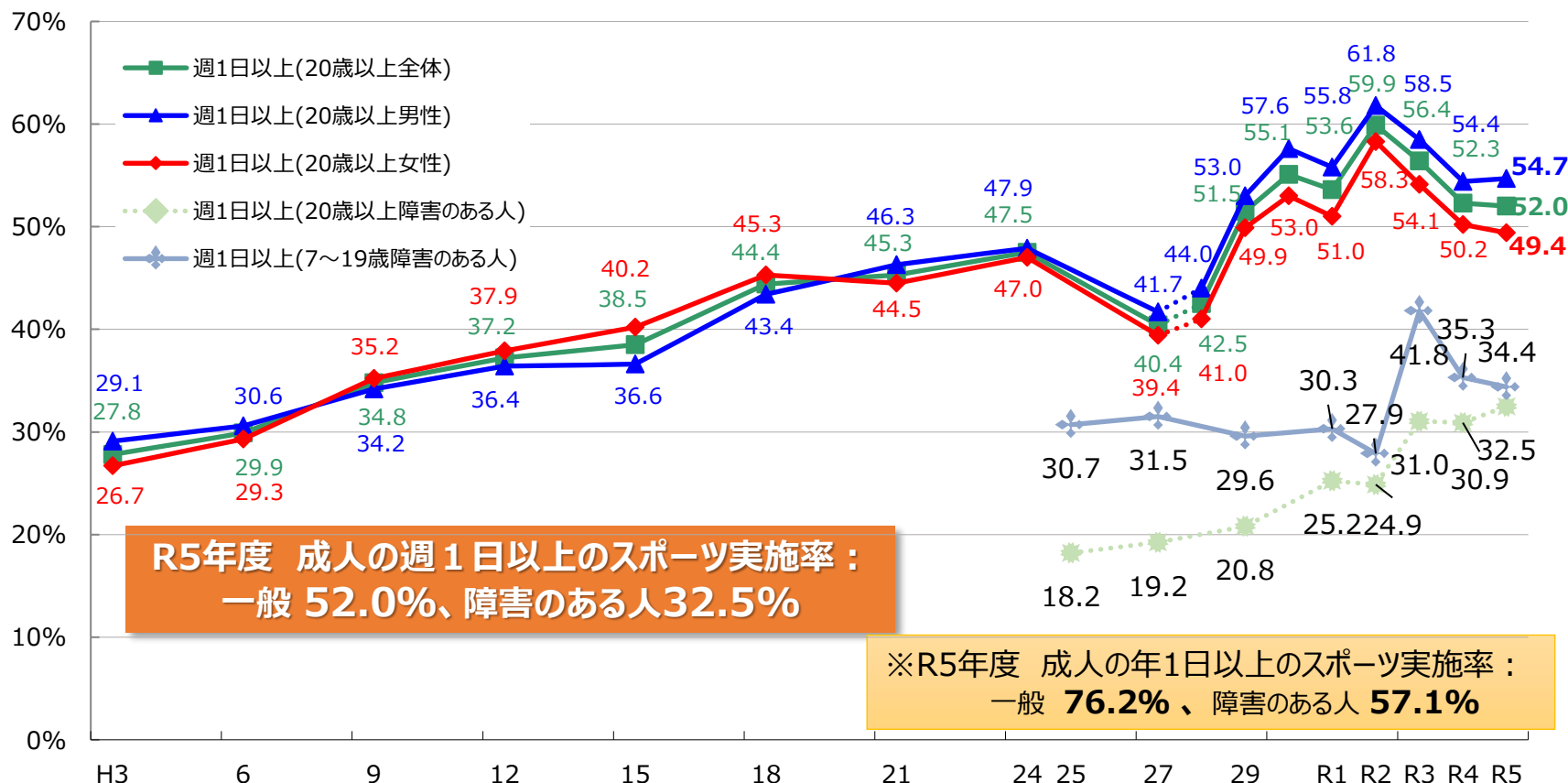
一般のスポーツ推進と障害者スポーツの推進をあいまって行う観点から、一般のスポーツ推進体制との連携等による障害者スポーツの推進体制の整備等を図る。

これまでの取組状況

20歳以上のスポーツ実施率の状況（一般・障害のある人）

第3期スポーツ基本計画の目標

成人：週1回以上のスポーツ実施率 70%／年1回以上のスポーツ実施率：100%に近づく
 障害のある人（成人）：週1回以上のスポーツ実施率：40%程度（若年層は50%程度）
 年1回以上のスポーツ実施率：70%程度（若年層は80%程度）



R5年度 成人の週1日以上スポーツ実施率：
一般 52.0%、障害のある人32.5%

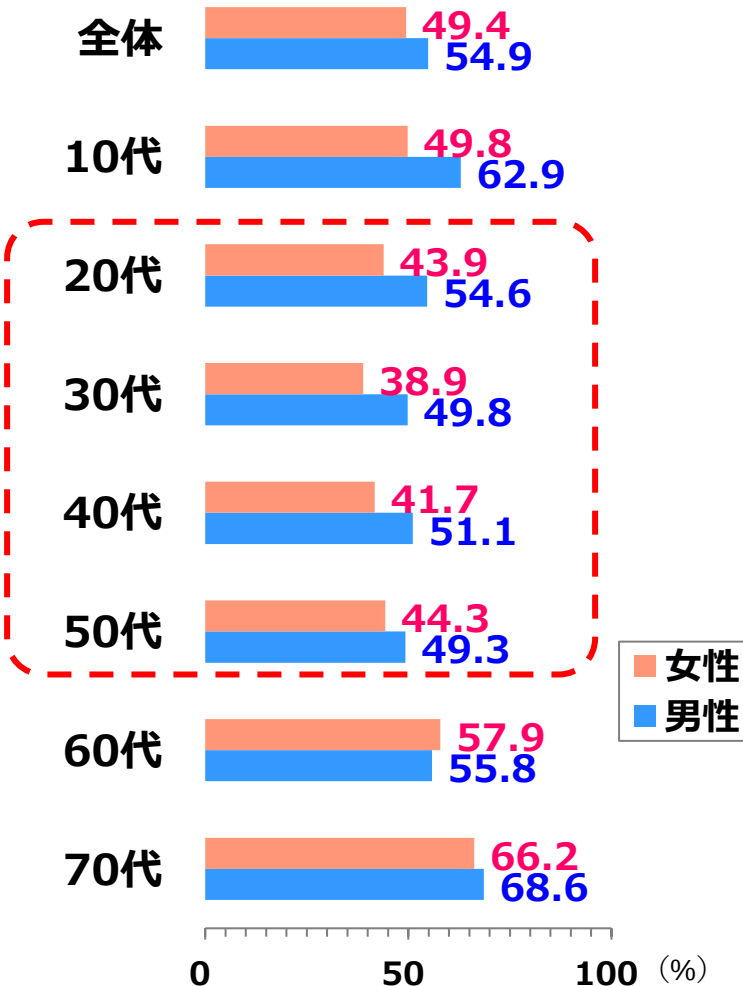
※R5年度 成人の年1日以上スポーツ実施率：
一般 76.2%、障害のある人 57.1%

※第3期スポーツ基本計画（R4年度～8年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上のスポーツ実施率」を用いて評価することとしている。

＜出典＞「体力・スポーツに関する世論調査」（平成24年度まで）、「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」（平成27年度）、スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成28年度から）
 「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」（平成25年度から令和2年度まで） 「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」（令和3年度から）

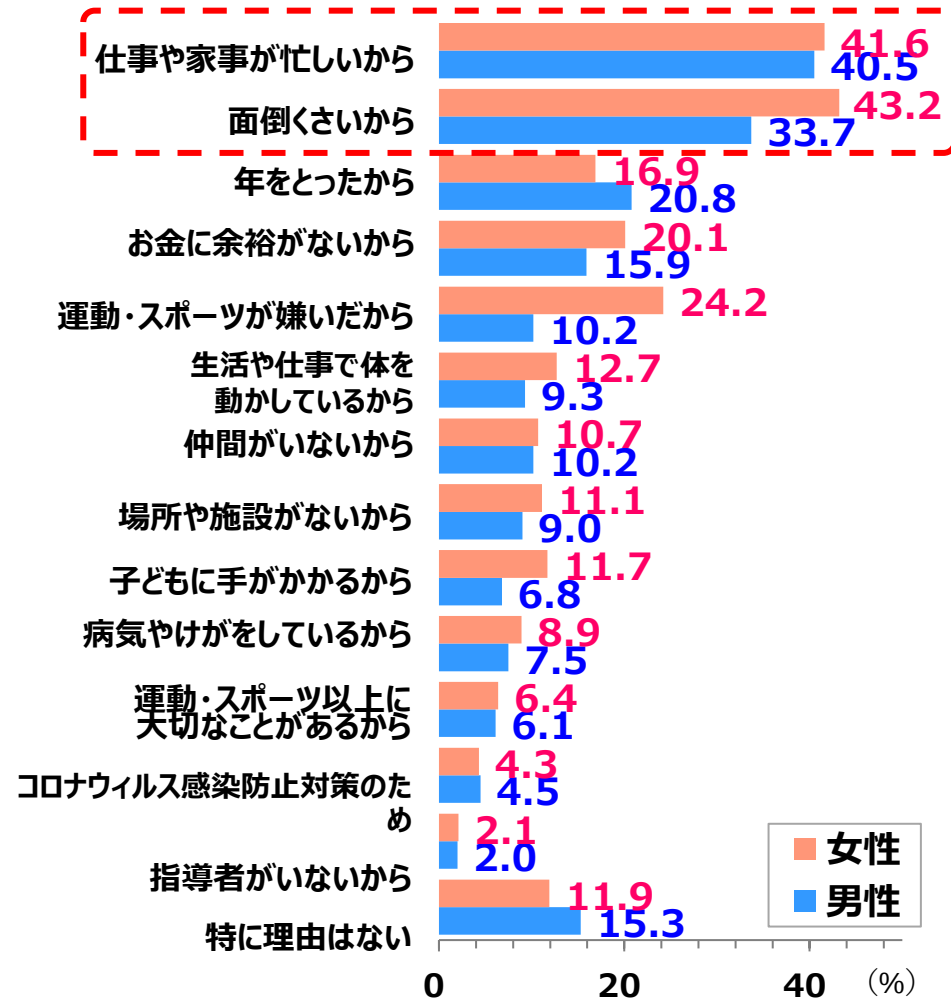
性別・年代別スポーツ実施率と阻害要因（一般）

■ 年代・性別スポーツ実施率（週1日以上）



※10代は18歳、19歳のみ

■ スポーツ実施の阻害要因 ※複数回答可
(週に1日以上実施できない・直近1年に運動しなかった理由)



(出典) 「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和5年度 スポーツ庁実施) より作成

障害のある人がスポーツ・レクリエーションを実施する上で障壁となっている事項 (複数回答、上位10位まで)

(%)

障壁となっているもの	2015	2017	2019	2020	2021	2022	2023
体力がない	23.3	20.9	18.5	13.0	25.2	25.8	31.9
体調に不安がある							23.8
金銭的な余裕がない	21.8	21.5	17.5	10.7	12.2	13.4	16.5
運動・スポーツが苦手である	7.8	6.9	6.1	4.0	10.1	11.4	10.6
やりたいと思う運動・スポーツがない	9.5	8.3	7.6	6.3	9.1	11.2	9.7
時間がない	12.6	14.2	9.2	6.0	14.7	10.8	7.9
人の目が気になる	6.4	6.5	5.2	3.6	7.3	6.6	6.7
障害に適した運動・スポーツがない	6.6	6.3	4.6	3.5	5.5	7.0	5.7
運動・スポーツでケガをするのではないかと心配である	2.8	2.8	2.5	2.0	4.5	5.0	5.7
仲間がいない	10.0	8.8	5.7	3.9	4.7	4.9	5.2
特になし	35.2	37.7	46.2	42.6	26.2	32.3	-
わからない							15.8
障壁はなく、十分に活動できている				14.5	15.8	9.0	17.4

(出典) スポーツ庁委託事業「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」ほか

- 体調や体力に合ったスポーツや、生活の場に近いところでアクセスできる環境などが重要。

スポーツ基本計画第3章における記載	主な施策
	① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出 ・Sport in Life推進プロジェクト －コンディショニングに関する研究（R4～5） －ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツの推進に係る調査研究（R5～6） －先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究（R6～） －競技スポーツの普及・振興に関する調査研究（R4） －スポーツ人口拡大に向けた取組モデル創出事業（R4～） －スポーツエールカンパニーの認定制度 －Sport in Lifeアワード ・障害者スポーツ推進プロジェクト －障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業（R5～） 「オープンスペースを活用したインクルーシブなスポーツ実施環境の整備」（R5～） 「インクルーシブなスポーツ大会の整備」（R6～） ・運動・スポーツ習慣化促進事業 －行政や域内の関係団体が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備 ・体力づくり国民運動 －体力づくり優秀組織表彰 －生涯スポーツ・体力づくり全国会議 －体力づくり強調月間
（１）多様な主体におけるスポーツの機会創出	③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 ・Sport in Life 推進プロジェクト －スポーツ人口拡大に向けた取組モデル創出事業（R4～） －スポーツエールカンパニー認定制度 －女性のスポーツ実施促進に係る環境整備等に関する研究（R4～5） －Sport in Lifeアワード ・運動・スポーツ習慣化促進事業 －スポーツ無関心層「女性（妊娠期・子育て期を含む）、働く世代」への取組 －障害のある人が、ない人と一体となった形での運動・スポーツの習慣化の取組（R4～） ・障害者スポーツ推進プロジェクト －障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業（R4～） 「地域の課題に対応した障害者に対するスポーツの振興」 －障害児・者のスポーツライフに関する調査研究 ・日本バラスports協会補助 －地域スポーツ振興事業 －障害者スポーツ実施環境の構築・拠点整備事業 ・通知の発出 －「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）」（R6） －「障害者のスポーツ施設利用への配慮について（周知）」（R4） ・女性のスポーツ参加促進に向けた普及啓発 －女性向けのコンテンツ（動画等）の作成

スポーツ基本計画第3章における記載	主な施策
(2) スポーツ界におけるDXの推進	①先進技術・ビッグデータを活用したスポーツ実施の在り方の拡大 Sport in Life推進プロジェクト －先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究（R6～） －スポーツ人口拡大に向けた取組モデル創出事業（R4～） ・障害者スポーツ推進プロジェクト －障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業（R5～） 「デジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備」 －実態把握が十分でない障害種の方のスポーツ実施に関する現状把握調査（R5:盲ろう・重度障害）
(5) スポーツによる健康増進	①健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進 ・Sport in Life推進プロジェクト －コンディショニングに関する研究（R4～5） －ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツの推進に係る調査研究（R5～6） －先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究（R6～） －スポーツ実施が社会保障費（医療・介護）に及ぼす効果及びその評価方法に関する研究（R4～5） －女性のスポーツ実施促進に係る環境整備等に関する研究（R4～5） －地域における健康づくりに資する安全かつ効果的な運動・スポーツを推進するための事業の在り方に関する研究（R4～5）
	②医療・介護、民間事業者・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進 ・運動・スポーツ習慣化促進事業 －医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化への取組 －要介護状態からの改善者も含めた、介護予防を目指した地域における運動・スポーツの習慣化への取組（R4～） －運動・スポーツ関連資源マップの作成・活用（地域の医療関係者等の協力の下、住民の健康状態に応じたスポーツ実施場所等の情報を見える化したマップを作成・活用） ・Sport in Life推進プロジェクト －スポーツ人口拡大に向けた取組モデル創出事業(R4～) －スポーツエールカンパニー認定制度 －Sport in Lifeアワード

スポーツ基本計画第3章における記載	主な施策
(8) スポーツを通じた共生社会の実現 ① 障害者スポーツの推進	・日本パラスポーツ協会補助 －公認パラスポーツ指導員養成講習会・研修会開催事業 －公認パラスポーツ指導者の派遣事業 －普及・啓発事業（パラリンピックレガシー教材の開発） ・障害者スポーツ振興プロジェクト －障害者スポーツの指導・普及等のための競技別マニュアル等の作成（R5～） －スポーツ指導者やボランティア等のスポーツを支える人のための障害者対応指導ツールの策定等（R5～） －U-SPORT PROJECT コンソーシアム（R6～） －障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業（R5～） －障害児・者のスポーツライフに関する調査研究 ・運動・スポーツ習慣化促進事業 －障害のある人が、ない人と一体となった形での運動・スポーツの習慣化の取組（R4～）
(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」 ② 地域のスポーツ環境の構築 ③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保 c .スポーツ指導者の育成	・日本パラスポーツ協会補助 －地域におけるパラスポーツの振興事業 ・運動・スポーツ習慣化促進事業 －行政や域内の関係団体が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備 －運動・スポーツ関連資源マップの作成・活用の取組（R5～） ・日本パラスポーツ協会補助 －公認パラスポーツ指導員養成講習会・研修会開催事業 －公認パラスポーツ指導者の派遣事業 ・障害者スポーツ推進プロジェクト －障害者スポーツの指導・普及等のための競技別マニュアル等の作成（R5～） －スポーツ指導者やボランティア等のスポーツを支える人のための障害者対応指導ツールの策定等（R5～） ・Sport in Life推進プロジェクト －ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツの推進に係る調査研究（R5～6）
(11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保 ③ スポーツ事故・スポーツ障害の防止	・各種事故防止の通知を発出 ・スポーツ施設等安全管理講習会の実施 ・全国山岳遭難対策協議会の実施 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの施設・設備の整備 －国立登山研修所の機能強化等

現状・課題

事業実施期間

令和2年度～

第3期スポーツ基本計画に基づき、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行う。

これにより、**20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70%**になることを目指しつつ、東京大会によるスポーツの機運向上等を契機とした、多様な主体によるスポーツ参画を促進する。

事業内容

- スポーツが生涯を通じて生活の一部となることで人生や社会が豊かになる「Sport in Life」の理念に賛同いただいた**民間企業、自治体、スポーツ団体等でコンソーシアムを構成**。これを**情報や資源のプラットフォームとして、働く世代をはじめとした国民のスポーツ実施を促進**する。
 - スポーツ実施の効果(体力向上、健康増進等)を高めるためには、スポーツを支える土台としてのコンディショニングや、その方法としての目的を持った運動(エクササイズ等)を実施する。
- このため、ハイパフォーマンス分野の取組と連携しつつ、先端技術を活用したコンディショニング基盤(データ測定・フィードバックの手法等)の実証研究を推進することにより、**多くの国民が、ライフパフォーマンスの向上を目指し、多様なコンディショニングを気軽に行える環境を整備**する。

1 コンソーシアムの運営及び加盟拡大、加盟団体の表彰・認定・連携促進、ムーブメントの創出、スポーツ人口の拡大に向けた取組モデルの創出

- DXの取組モデル(拡充)
- スポーツエールカンパニーのアドバイザー育成事業の実施(新規)

150,910千円(126,370千円)

件数・単価 1箇所×150,910千円

交付先 民間団体等へ委託



3 スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業

- 次期スポーツ基本計画(令和9年度～)の策定を見据え、これまでの研究等により明らかになった課題を解決し、具体的な方策を示すための研究を実施

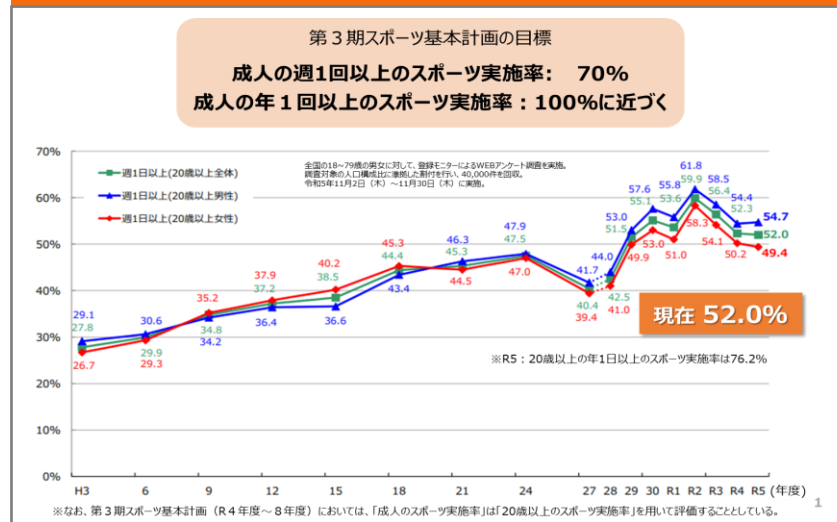
20,764千円(20,764千円)

件数・単価 2箇所×10,382千円

交付先 大学等へ委託



20歳以上のスポーツ実施率の状況



出典: スポーツの実施状況等に関する世論調査

2 安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり

28,536千円(28,536千円)

件数・単価 1箇所×28,536千円

交付先 民間団体等へ委託



4 先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究事業(ライフパフォーマンス分野)

- 急速に進化している生成AIも活用し、個人の心身の状態等に応じたコンディショニング方法を提供する実証研究などを実施(拡充)

110,000千円(70,152千円)

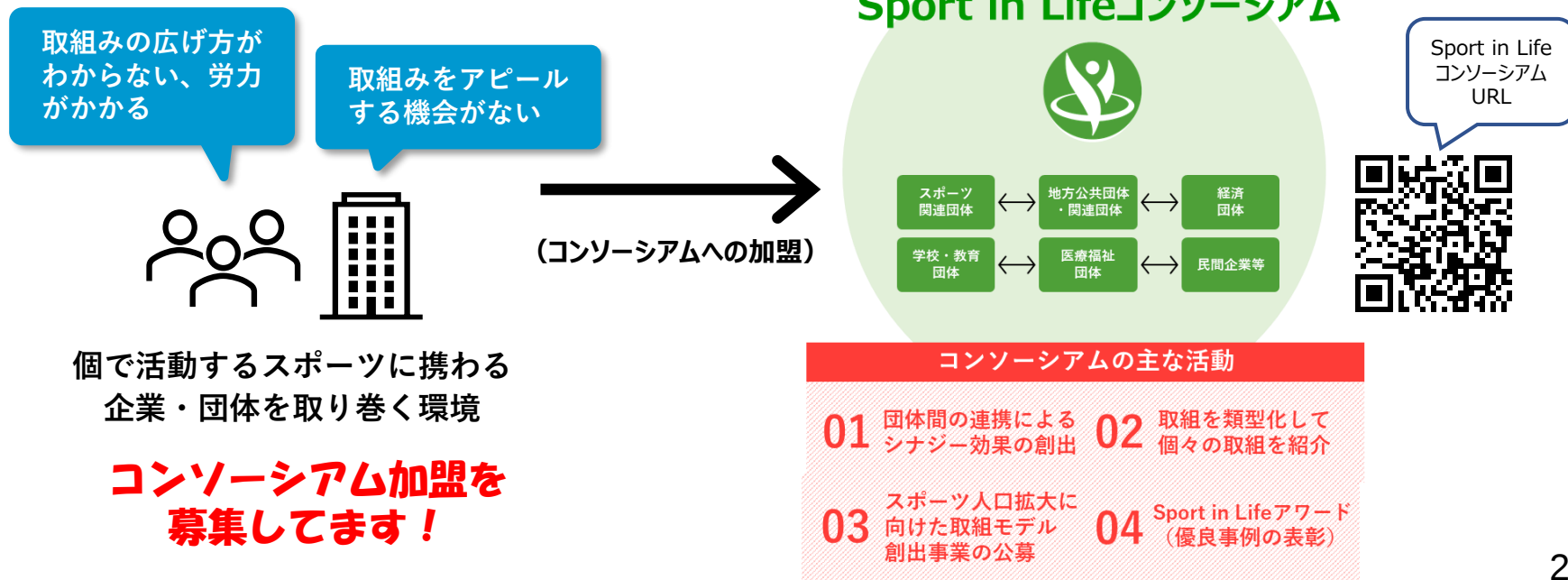
件数・単価 1箇所×110,000千円

交付先 大学等へ委託



- 「Sport in Life」（スポーツが生涯を通じて生活の一部となることで人生や社会が豊かになるというもの）の理念に賛同する民間企業、地方自治体、スポーツ団体、経済団体等で構成する**コンソーシアムを設置**（加盟団体は**4,417**、うち**地方自治体は126**（2024年12月19日時点））。
- スポーツ実施人口の裾野拡大を目的とした**取組モデル創出事業**を実施し、従来のスポーツの枠にとらわれず、新たなアプローチにより、スポーツ実施者の増加に向けたモデルとなる先進事例を形成。令和6年度は**10団体**を採択。
- 従業員に対しスポーツを通じた健康増進の取組を行っている企業等を「**スポーツエールカンパニー**」として認定（令和6年度は**1,491社**を認定）。
- 加盟団体の取組を表彰する「**Sport in Lifeアワード**」を創設。
- スポーツ実施率の向上に向けた**総合研究事業**を実施。

◆Sport in Life コンソーシアムの設置



スポーツエールカンパニー (SYC)

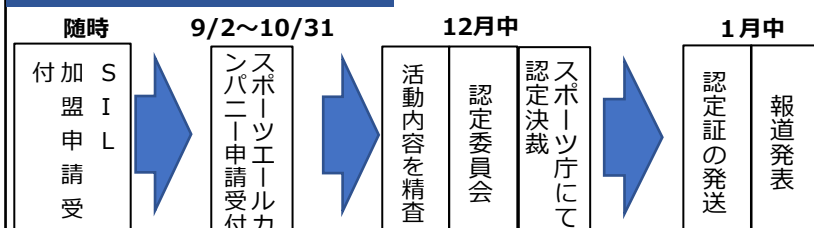
○スポーツ実施率の低い「働き盛り世代」のスポーツ参加促進を目的として、従業員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定。昨年度の認定委員会での議論を踏まえて、令和6年度より地方自治体についても認定申請の対象とする。

○認定企業へのインセンティブの付与を行うなど、「Sports in Lifeプロジェクト」の一環として、加盟団体へのメリットを提供していくこととしている。

※認定期間は1年間(1月～12月)

※認定実績 1年目(2018年)217社 2年目(2019年)347社 3年目(2020年)533社 4年目(2021年)623社
5年目(2022年)685社 6年目(2023年)915社 7年目(2024年)1,252社 **8年目(2025年)1,491社**

SYC2025 認定手順



①Sport in Lifeコンソーシアムに加盟申請 → 承認

・取組内容の宣言と宣言に応じた取組の実施

②スポーツエールカンパニー認定申請書により応募受付

③認定要件等に基づき、スポーツ庁（及び事務局）にて活動内容を確認、SIL中央幹事会内の認定審査委員会の意見を踏まえて認定企業を決定

④認定通知及び認定証の発行・発送、報道発表

ランク別認定及び + (プラス) 認定

●ロゴ、認定証のランク付けを行い、企業内における継続的なスポーツ活動の促進につなげる。

5～6回：ブロンズ

7～9回：シルバー

10回以上：ゴールド



●所属従業員の週1回以上のスポーツ実施率が70%以上であること（応募書類提出時にアンケートなどのデータを添付していただく）

認定企業のインセンティブ

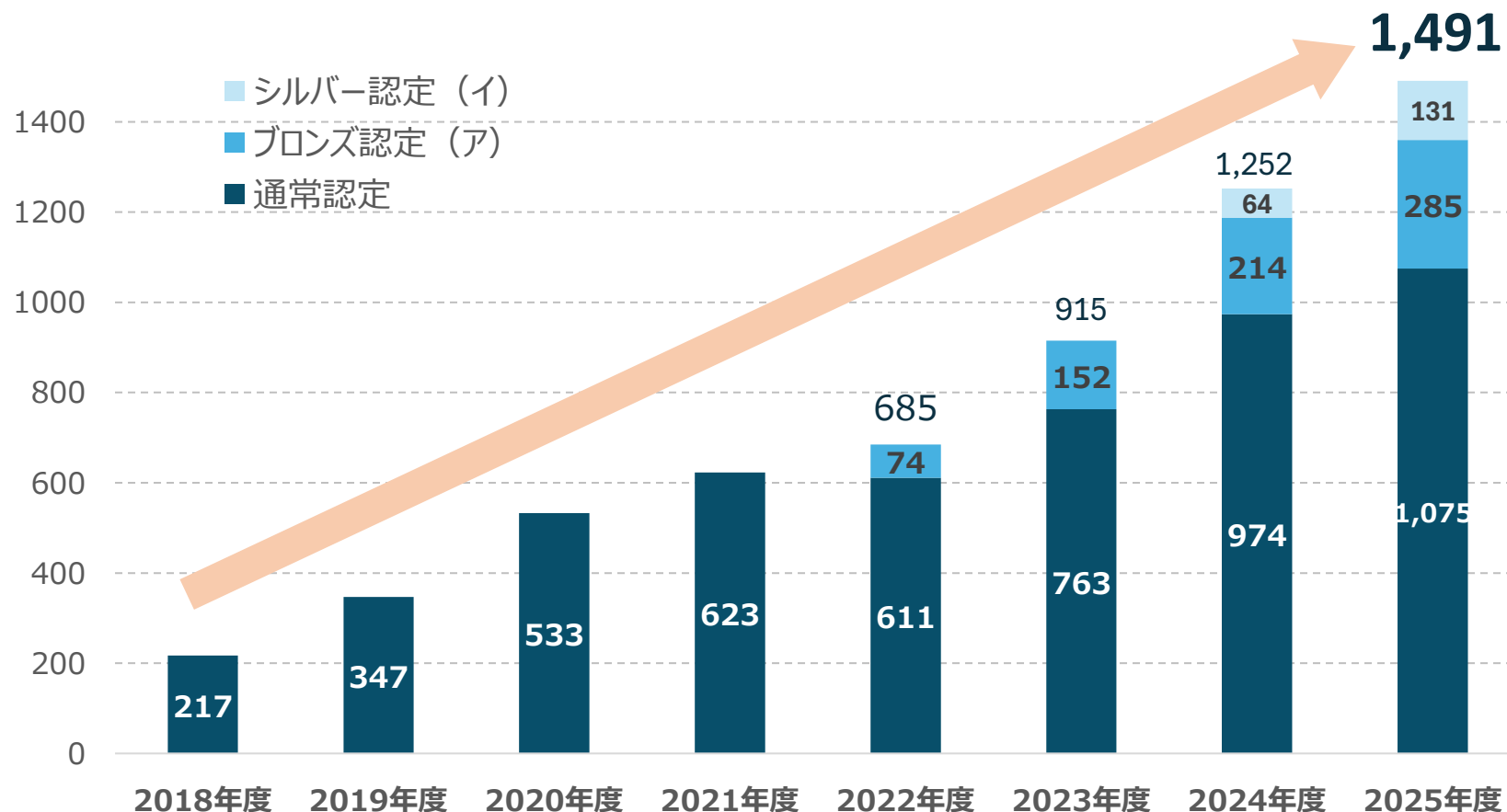
●スポーツ庁のホームページ等で企業名を公表し、メディアやSNSを通じて積極的に認定企業の情報を提供。

●ハローワークの求人票等に表示できるPRロゴマークにスポーツエールカンパニーのロゴが使用可能となり、従業員の健康増進のためにスポーツに関連した取り組みを行っている企業であることを更に広くPRできる。



(参考) スポーツエールカンパニー (SYC) 認定企業推移

スポーツエールカンパニー2025として1,491社認定している（2024年年12月19日時点）。



通算して5回以上認定を受ける企業には、認定回数等に応じて以下のとおり認定マークの色及び呼称を付与。

(ア) 認定回数5回～6回：Bronze（ブロンズ） (イ) 認定回数7回～9回：Silver（シルバー） (ウ) 認定回数10回以上：Gold（ゴールド）

スポーツ人口拡大への貢献に資する優れた取組を公募し、「Sport in Lifeアワード」として、表彰する。
本アワードで受賞された取組を起点に、広く社会へ発信することで、より多くの国民のスポーツ参加の機会を創出し、Sport in Life（生活の中にスポーツを）の実現を目指す。
令和6年度は4回目の実施となる。



令和6年度実施概要（現在検討中）

主 催	スポーツ庁
応 募 対 象	地方公共団体 ・関連団体、スポーツ関連団体、経済団体、学校・教育団体、医療福祉団体、民間企業等。 ※Sport in Lifeコンソーシアムに加盟していることが前提。
募 集 部 門	☐ 企業部門 ☐ 団体部門 ☒ 自治体部門
評 価 の 視 点	(1) Sport in Lifeの理念を理解しているか (2) スポーツを行うきっかけづくりにつながっているか (3) スポーツを行う習慣化につながっているか (4) スポーツへの親しみやすい環境につながっているか (5) 企業・団体・自治体のモデルとして他の地域や属性などへの広がりが期待できるか
表 彰	・Sports in Life 大賞（最優秀賞）1件 ・Sports in Life 企業部門 優秀賞 3件程度 ・Sports in Life 団体部門 優秀賞 3件程度 ・Sports in Life 自治体部門 優秀賞 3件程度
スケジュール（予定）	・応募期間： 令和6年10月7日～12月2日 ・一次審査（書類審査）：令和6年12月中（予定） ・最終審査（審査会）：令和6年1月中（予定） ・表彰式：令和7年3月上旬（予定）

スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業 スポーツによる社会課題解決推進のための政策に資する研究（趣旨）

- スポーツ庁では、第3期スポーツ基本計画（令和4年度～令和8年度）において、**国民のスポーツ実施率を向上**させ、**日々の生活の中でスポーツの価値を享受できる社会を構築**するという目標を掲げている。
- その達成に向け、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で高まったスポーツ実施の機運を生かしつつ、スポーツの実施に関し、**性別、年齢、障害の有無にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行う**ことが重要。
- 科学的根拠に基づいた政策立案や健康スポーツの普及啓発に向けて、**スポーツの価値を更に高め、国民のスポーツ実施率や、スポーツを通じた社会課題解決推進のための政策に資する研究等を実施**する。

研究課題（令和4年度～5年度）

1. スポーツ実施が社会保障費（医療・介護）に及ぼす効果及びその評価方法に関する研究
2. 女性のスポーツ実施促進に係る環境整備等に関する研究
3. 地域における健康づくりに資する安全かつ効果的な運動・スポーツを推進するための事業の在り方に関する研究



【参考：第3期スポーツ基本計画（抄）】

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策（5）スポーツによる健康増進

〔今後の施策目標〕

✓ スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての科学的知見を蓄積し、蓄積された科学的知見の普及・活用を通じて健康増進を図る。

「スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業」

【第3期スポーツ基本計画（抄）】

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策（5）スポーツによる健康増進

〔今後の施策目標〕

- ✓ スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての科学的知見を蓄積し、蓄積された科学的知見の普及・活用を通じて健康増進を図る。



○ 研究テーマ（令和5年度）

1 コンディショニングに関する研究

目的：東京大会で得られた科学的知見等の一般への普及と、新たな視点でスポーツの価値を高めることによるスポーツ実施率の向上を目指す。

- 1) スラップの要因と解決策に関する調査研究
- 2) 運動器機能低下に対する地域における効果的な運動療法のあり方に関する研究
- 3) スポーツの価値を高めるための運動・スポーツが身体に与える影響に関する新たな研究促進と医学的知見の集積に向けた調査研究

2 スポーツによる社会課題解決推進のための政策に資する研究

目的：スポーツの価値を更に高め、国民のスポーツ実施率向上や、スポーツを通じた社会課題解決推進のための政策に資する研究等を実施し、得られた成果を科学的根拠に基づいた政策立案や健康スポーツの普及啓発につなげる。

- 1) スポーツ実施が社会保障費（医療・介護）に及ぼす効果及びその評価方法に関する研究
- 2) 女性のスポーツ実施促進に係る環境整備等に関する研究
- 3) 地域における健康づくりに資する安全かつ効果的な運動・スポーツを推進するための事業の在り方に関する研究

3 ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツの推進に係る調査研究

目的：運動・スポーツの効果を高めるため、それぞれに適した方法や目的を定めた運動・スポーツ（目的を持った運動・スポーツ）を実施し、先進デジタル技術等も活用して、それぞれのライフステージにおいて最高の能力が発揮できる状態（ライフパフォーマンスの向上）を目指す。

- 1) ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツの実践に関する実態・ニーズ調査
- 2) 指導者養成のための手引き、ツール、カリキュラムの作成
- 3) 運動・スポーツの欲求等を高め、多くの人々の運動・スポーツの実施を促進するセンシングデータの活用方法等に関する調査研究

4 スポーツが健康にもたらす効果等のエビデンスに関する調査研究

目的：スポーツと健康の関係等について、既存のエビデンスを整理し、蓄積された科学的知見の普及・活用を図るとともに、社会変化やスポーツ及び健康を取り巻く変化に着目し、情報収集と施策への反映を図る。

運動・スポーツ習慣化促進事業

令和7年度要望・要求額
(前年度予算額)

307,303千円
236,491千円)



現状・課題

運動・スポーツをする際に何らかの制限や配慮が必要な方々を含め、誰もが身近な地域で安全かつ効果的な運動・スポーツを日常的に実施するためには、**地域の体制整備が必要**である。また、地域には運動・スポーツの無関心層が一定割合存在している状況にあり、効果的に取り込む必要がある。さらに、多くの地方公共団体がこのような取組を行えるよう、本事業の**取組事例を積極的に共有することが必要**である。

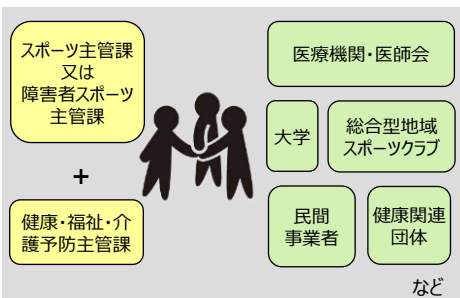
事業内容①運動・スポーツ習慣化促進事業（補助）

多くの住民が安全かつ効果的に**運動・スポーツを習慣的に実施するため**、地域の実情に応じて**地方公共団体が行うスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援**することにより、地域における**スポーツ実施率の向上**を目指す。
276,814千円（236,491千円）【**拡充**】

交付先	都道府県、市町村	補助率		定額	
事業実施期間	平成27年度～				

体制整備の取組【必須事項】

行政（スポーツ主管課・障害者スポーツ主管課、健康・福祉・介護予防主管課等）や**域内の関係団体**（大学、医療機関、スポーツ団体、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる**連携・協働体制の整備**を行う。



習慣化させるための取組【必須事項】

以下の取組①～⑤のうち、いずれか一つ以上を選択の上、実施する。

- ① **医療と連携**した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- ② 要介護状態からの改善者を含めた、**介護予防**を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- ③ 地域住民の**ライフパフォーマンスの向上**に向けた目的を持った運動・スポーツを推進する取組
- ④ **障害のある人が、ない人と一体となった形**での運動・スポーツの習慣化の取組
- ⑤ 以下いずれかのターゲットに係る主に**スポーツ無関心層**に対する地域における運動・スポーツの実施・習慣化に係る取組
ア. **女性**（妊娠期・子育て期を含む） イ. **働く世代**

追加実施事項【選択事項】

以下の取組①～⑤については、推奨事項とし、実施する場合に審査の加点要素とする。

- ① **相談斡旋窓口機能**（スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝えるワンストップ窓口を設置）
- ② **官学連携**（申請自治体の地域の大学等と連携し、その専門的知識や施設等を活用）
- ③ **複数の地方公共団体の連携・協働**
- ④ **運動・スポーツ関連資源マップの作成・活用**（地域の医療関係者等の協力の下、住民の健康状態に応じたスポーツ実施場所等の情報を見える化したマップを作成・活用）
- ⑤ **運動・スポーツの実施が社会保障費に及ぼす効果の評価**

事業内容②伴走支援事業（委託）

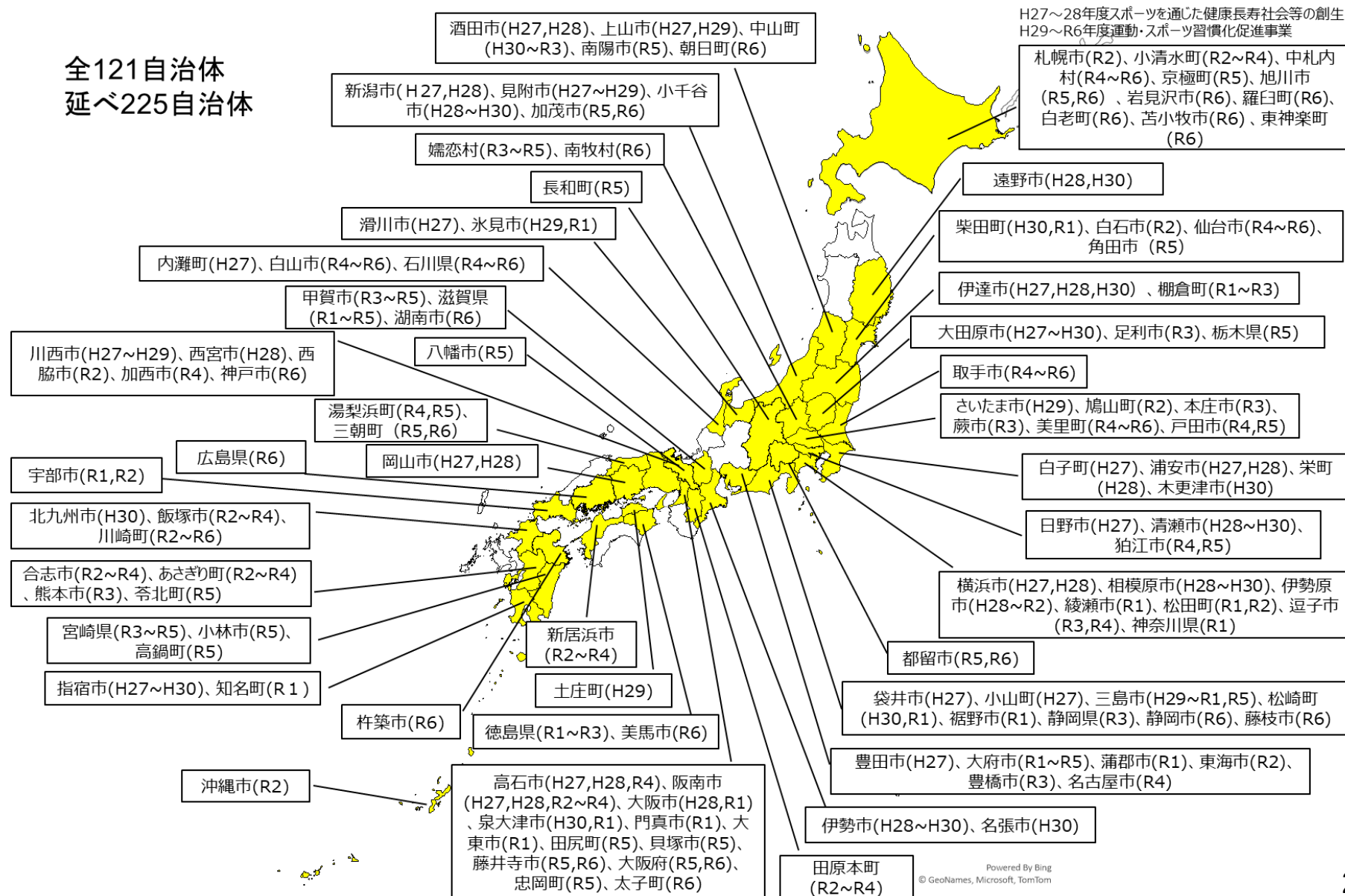
交付先 民間企業等へ委託

地方公共団体において、スポーツ実施率の向上に資する運動・スポーツを習慣に行うための取組が効果的・効率的に実施され、持続可能な取組となるため、取組事例の横展開のためのセミナーの開催をはじめ、**域内の関係団体との連携・協働体制構築支援並びに施策立案及び実施に資する情報提供などの伴走支援**を実施する。

30,489千円【**新規**】

運動・スポーツ習慣化促進事業 参画自治体 (平成27~令和6年度)

全121自治体
延べ225自治体



(1) 課題

- 女性のスポーツ実施率は男性と比べて低く、体力・運動能力調査においても30-40代では近年低下傾向が続いている。
- 女性は骨量が最大となる16歳までのスポーツ未実施は、中高年期の骨粗鬆症の発症リスクを高めるとともに、「食べない」「動かない」とによる「痩せ」は将来の糖尿病等の健康リスクを高めることが指摘されている。

(2) 取組

普及啓発

- 女性特有の健康課題への理解を進めるとともに、日常生活の中で手軽に取り組めるスポーツ等の情報を提供することで、生涯にわたって健康に過ごすための情報を提供するページを作成し、普及啓発を推進。

スポーツ庁ホームページ

【女性のスポーツ参加サポートページ】

女性のニーズに合わせたスポーツメニューの提案や、女性の体とスポーツについての情報を掲載。新着情報を毎月更新するとともに、メールマガジンやSNS等でも、発信することにより、若年期女性のスポーツ参画への気付きに効果的なプロモーションを実施。



【スポーツ庁ホームページ】



【メールマガジンDEPARTARE】



【スポーツ庁SNS】

楽しさから自然と体が動き出す！
オリジナルダンス「Like a Parade」

令和元年度の女性のスポーツ参加促進事業でオリジナルダンス「Like a Parade」を制作。一人でもみんなでも楽しめる、思わず踊りたくなるダンスをホームページやSNS等で発信。「パブリーダンス」を生み出したakaneさんが振付を担当。



手軽にできる！ながらでできる！？
Myスポーツプログラム



平成30年度に制作した「Myスポーツのすすめ」「マイスポーツプログラム」を、令和2年度に武蔵野美術大学とのコラボで改訂。イラストを挿入しよりわかりやすい解説。自分のライフスタイルに合わせて、ホームページや等で発信。

女性の健康とスポーツに関する
参考資料の紹介



女性の体とスポーツに関する参考資料を照会。アスリートだけでなく、一般の女性や保護者、指導者の方にも読んでいただきたい資料を掲載。

パラスポーツ推進プロジェクト (旧：障害者スポーツ推進プロジェクト)

令和7年度概算要求・要望額 275,998千円
(前年度予算額 249,207千円)



現状・課題

- 東京2020パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める契機となった。このオリパラレガシーを更に継承・発展する観点から、**2025年デフリンピック東京大会、2026年アジアパラ大会等が控えている好機を生かすべく、取組を加速する必要がある。**
- 第3期スポーツ基本計画、障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書、障害者スポーツ振興WGのとりまとめを踏まえ、
 - 障害のある人ない人がともにするスポーツ環境づくり、**
 - 障害のある人のスポーツに向けた障壁解消、**
 - パラスポーツ団体の基盤強化に向けた他団体・民間企業との連携促進や、地域におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部署の連携体制の整備促進、**
 - 無関心層対策として、特別支援学校等の児童生徒のスポーツ活動環境の充実** に取り組む。

事業内容

- **コンソーシアム・認定制度の運営、パラスポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出等事業 151,252千円 (128,919千円)**

パラスポーツ団体の組織強化に向けて、パラスポーツ団体と民間企業や地方公共団体等から構成されるコンソーシアム・パラスポーツ団体との連携した取組を行う企業の認定制度の運営、意見交換会の企画・運営、パラスポーツに関する情報収集・発信に取り組むとともに、パラスポーツ団体と民間企業等の連携したモデル事業を実施する。

・コンソーシアムの運営等 (拡充)

【モデル事業メニュー】

- ・企業と競技団体によるパラスポーツ大会や特別支援学校等が参加する全国大会の整備
- ・デジタル技術を活用したパラスポーツ実施環境の整備
- ・オープンスペースを活用したインクルーシブなスポーツの実施環境の整備
- ・地域の課題に対応した障害のある人に対するスポーツの振興、実施環境の整備

対応課題 ① ② ③ ④ 委託先 地方公共団体または法人格を有する団体

- **装具利用者のスポーツ実施を支えるパラスポーツ用装具開発 21,734千円 (20,669千円)**

装具利用者がスポーツ活動をするために様々な困難があることから、スポーツ用装具の開発を行う。

対応課題 ② 委託先 法人格を有する団体

- **eパラスポーツ・バーチャルスポーツを通じた重度障害のある人等のスポーツ実施環境整備に係る普及事業 10,893千円 (10,659千円)**

情報通信技術を活用し、重度障害のある人等が日常生活空間で手軽にスポーツができるよう、実施環境の普及を進める。

対応課題 ② 委託先 法人格を有する団体

- **特別支援学校における運動・スポーツ活動の促進**
- **総合型地域スポーツクラブ等におけるパラスポーツメニューの新設等に係る支援**
- **社会福祉施設等における障害のある人のスポーツ活動実践 41,363千円 (49,481千円)**

特別支援学校等の児童生徒がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保するため、①特別支援学校を拠点とするクラブチーム、②総合型地域スポーツクラブ、③社会福祉施設等にスポーツ活動ができる環境を整備する。

対応課題 ④ 委託先 地方公共団体または学校法人等

- **スポーツ実施状況・阻害要因等の把握、振興ツール創出等のための調査研究事業 38,354千円 (38,721千円)**

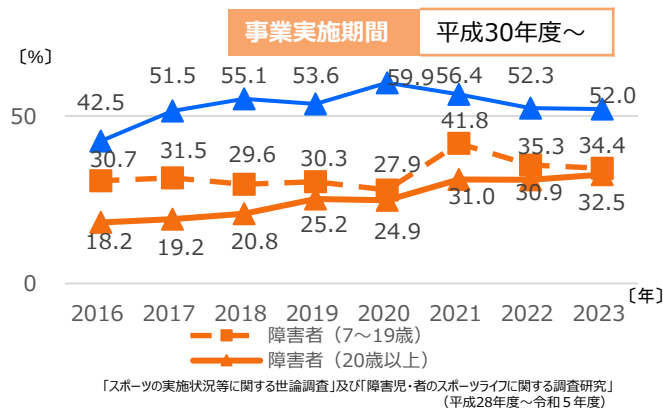
・障害のある人のスポーツ実施状況、阻害要因等の把握分析
・パラスポーツの指導・普及等のための競技別マニュアル等の作成等 (拡充)

対応課題 ② ③ 委託先 法人格を有する団体

- **パラスポーツ団体に対する企業からの出向促進に関する調査研究 11,611千円 (新規)**

パラスポーツ団体の基盤強化のため、人材を活用し、かつ、企業連携を行う方法である企業からの出向を促進させるべく、効果的な仕組み等について調査研究を行う。

対応課題 ① ② ③ 委託先 法人格を有する団体



日本パラスポーツ協会補助（障害者スポーツ振興事業関係）

令和7年度概算要求・要望額
(前年度予算額)

314,596千円
254,269千円)



現状・課題

令和5年度補正予算額 600,983千円

- 東京2020パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める契機となった。このオリパラレガシーを更に継承・発展する観点から、パラスポーツ振興の取組を支える基盤となる拠点を各地に着実かつ計画的に整備する必要がある。スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第3項の規定に基づき、パラスポーツセンターや指導者等に関する幅広いネットワークをもち、パラスポーツの統括団体である日本パラスポーツ協会を支援し、必要な施策を効率的・効果的に推進する必要がある。

事業内容

事業実施期間

平成13年度～

交付先

公益財団法人日本パラスポーツ協会

補助率

定額

1. 障害者スポーツ振興事業

パラスポーツに係る普及・啓発、パラスポーツ指導者の養成・活用等の総合的な振興事業を行う。令和7年度では、地域のパラスポーツ振興拠点であるパラスポーツセンターの整備等を図るため、地域のパラスポーツセンターの在り方を検討する構想会議の開催やセンターを拠点とした地域の関係者の連携促進等の機能強化を図る他、パラスポーツ指導者等の人材育成を強化する。また、2025年デフリンピック東京大会の開催に向けて、デフスポーツの普及啓発を推進する。

● パラスポーツセンター等の機能強化事業

パラスポーツセンターは単なるハードではなく、幅広い機能を包含した地域のパラスポーツ振興拠点であり、日本パラスポーツ協会と地方自治体、地域のパラスポーツ協会が連携し、機能強化に取り組む。また、連携先となるパラスポーツ協会の機能強化に取り組む。

- パラスポーツセンター構想会議の開催（**拡充**）
- パラスポーツセンター統括技術指導員の配置
- パラスポーツセンター等における機能強化・人材育成等（**拡充**）
- 都道府県パラスポーツ協会におけるパラスポーツコーディネーターの配置（**新規**）
- パラスポーツ実施環境構築支援

● デフリンピック競技種目等の普及・振興

東京2025デフリンピックに向けて、日本パラスポーツ協会におけるデフ競技団体等との連携体制を強化する。

- デフ競技団体との連携・普及等の調整担当の配置
- デフリンピック競技種目等の普及・振興に関するイベント開催等（**拡充**）

● 普及・啓発等事業

- 都道府県協会、指導者協議会、パラスポーツセンター協議会合同会議等各種会議や技術委員会等の専門委員会の開催
- パラリンピックレガシー教材の開発
- 各種パラスポーツに関する実態把握調査
- 地域における連携事業等の実施（**拡充**）
- パラスポーツに関する広報・啓発（**拡充**）

● パラスポーツ人材養成研修事業

- 指導者養成講習会、指導者派遣等の実施

● パラスポーツ指導員研修の強化（**新規**）

- パラスポーツ指導員の座学講習等のオンデマンド化

2. 総合国際競技大会派遣事業

3. 競技力向上推進事業

スポーツ指導に携わる方に読んでいただきたい

障害者スポーツの 初歩的な指導方法ハンドブック

障害のある方に初めてスポーツを指導する方やしたい方の
障害者スポーツ指導の入口として
ご覧ください。

皆さん
これ知ってますか？



ハンドブックのダウンロードはこちら
から



このハンドブックって？

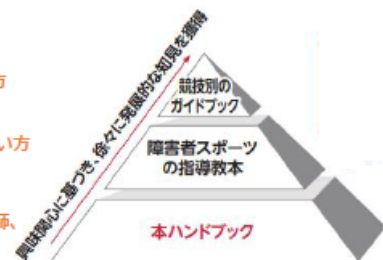
- 運動・スポーツを行うことは、健康の維持増進や体力の向上、**ライフパフォーマンスの向上**※等の効果が期待されている一方で、障害のある方がスポーツに親しむ機会は十分なものとはなっていません。この背景の一つに、指導者など周囲の障害に関する理解不足も考えられます。
- スポーツ庁では、障害のあるなしに関わらず、指導者がスポーツを実施する方の**特徴を踏まえた多様な指導方法**を習得することで、**インクルーシブなスポーツ実施環境の整備**の一助となることを目的に、ハンドブックを作成しています。

※ライフパフォーマンスの向上：それぞれのライフステージにおいて最高の能力を発揮できる状態

こんな方に読んでほしい！

- ✓ 今まで障害のある方のスポーツに関わる機会が無かった方
- ✓ これから障害のある方のスポーツ指導を始める方
- ✓ 日頃活動しているチームやクラブ等で、障害のある方とない方が一緒に参加する場合

例えば、地域のスポーツ指導者・ボランティア、学校の教師、リハビリテーション専門職などです。



- ・本ハンドブックを入口として、障害のある方へのスポーツの指導の興味関心が高まり、より専門的な学びのきっかけになることを期待します。

ハンドブックの構成は？

第一章	障害者スポーツの基本 ・スポーツを実施する効果	・障害者スポーツの現状
第二章	障害者スポーツ指導への入口 ・スポーツを実施する際の心構え ・スポーツを実施するための環境整備 ・スポーツを実施するための工夫	・指導対象者とのコミュニケーション ・障害のある方へのスポーツ指導のメリット
第三章	障害者スポーツ指導の実践 ・肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、知的障害・発達障害、精神障害の代表的な特徴、指導対象者を理解するためのポイント、指導ポイント	

ハンドブックの特徴

- ・指導の実践の説明に先立ち、スポーツの価値や効果、指導にあたっての心構えなどを解説
- ・第3章「障害者スポーツの実践」では、6つの障害の種類ごとに、それぞれの障害の特徴や指導方法、安全管理について、「指導のポイント」・「指導者へのメッセージ」等として記載
- ・障害を持つ指導者が健常者に指導した事例の紹介や、更に知見を深めるための参考情報（関連ウェブサイトへのリンク（QRコード））も掲載



本ハンドブック作成に当たって協力いただいた方々（五十音順、敬称略）

検討委員 相澤純也（順天堂大学）、太田直人（東京都福祉保健センター）、榎方敏（東京大学医学部附属病院）、上田直也（国立成育医療研究センター）、東京大学（日本スポーツ協会）、新田博（日本スポーツ協会）、津江孝則（筑波大学）、渡辺雅弘（東京経済大学経済学部）、栗山浩久（東京経済大学スポーツ協会）、島崎昭久（東京経済大学専門職大学）、中澤公孝（東京大学大学院）、中島幸則（筑波技術大学）、細川健一郎（国立障害者リハビリテーションセンター）、三上真二（日本バラスポーツ協会）

オブザーバー（パラアシスト） 大沼隆（陸上）、木村敬一（水泳）、手塚圭太（陸上）、最良英（車いすバスケットボール）

ハンドブックのダウンロードはこちら

